

意見検討結果一覧表  
岩手県障がい者プラン(岩手県障がい者計画)素案についての意見募集

番号	項目	該当箇所	意見等	検討結果(県の考え方) ※R6.3.6時点	決定への 反映状況
1	プラン全体		障がい者一人ひとりが、地域の人たちと共に支え合う仲間として、いきいきと暮らし、幸福を実感できる社会を目指すためには、地域の中で、小さい時から共に学び共に過ごすことがとても重要です。それを実現するのが「インクルーシブ教育」です。教育委員会とさらに連携を深め「いわて特別支援教育推進プラン」と「岩手県障がい者プラン」の中で「インクルーシブ教育」という名称を使用することが、新たな理解を広げることにつながると思います。	御意見を踏まえ、計画に反映しました。  P46 (3)健康な心と体を育み、ライフステージに応じた支援の提供 ●共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進にあたり、「共に学び、共に育つ教育」を進めるための体制整備を図る必要があります。	A(全部反映)
2	プラン全体		障がいをお持ちの方の施策は、医療や福祉など多岐にわたるが、必ずしも受け身の存在というわけではなく、障がいを持っている人同士が支え合い、ともに生きていくという希望を見出す可能性を十分秘めている存在であると思う。 当事者同士が支え合うピアサポートの取組について、内容として入れていただけたらと思う。	御意見を踏まえ、計画に反映しました。  P103 ③障がい者を支えるセーフティネットの構築 ●自ら障がいの経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障がい者を支えるピアサポートの取組を支援します。	A(全部反映)
3	プラン全体		聴覚障がい者への支援方針について詳しく説明して欲しい。	聴覚障がいのある方の支援として、言語としての手話を使用しやすい環境整備に関する条例の制定を目指して検討を進めているところです。県民の方々に手話や聴覚障がいについて理解をしていただくこと、通訳に関わる人々の養成や手話による教育環境の整備等について、条例に基づき進めていこうと考えております。 また、手話以外にも情報通信技術の発達に伴う意思疎通支援機器の展示会の開催など、人的支援に依存しない支援方法も検討していく予定です。	F(その他)
4	プラン全体		全国で3県ほど学校教育で手話を取り入れているところもあるようだが、岩手県としての取組について考えを聞きたい。	言語としての手話を使用しやすい環境整備に関する条例は、県教育委員会事務局とともに制定に向けた検討を進めており、まずは手話が必要な児童、生徒が通う特別支援学校において手話による教育環境の整備を進めること、また、県立視聴覚障がい者情報センターを中心に一般県民の方が手話に触れる機会の充実を図ること等を進めることとしています。 さらなる取組の具体化については、今後、条例の取組を進める中で、手話を必要とする方々を交えて検討していきます。	F(その他)
5	プラン全体		精神障がい者への社会参加への取組をどのように考えているか。	保健所や精神保健福祉センターで相談受付や家族会の支援を行っているほか、地域で相談を受けられるよう「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の体制整備を行っております。 令和6年度からは法改正により、相談については市町村が一義的に受けられるようになることから、県としては市町村の取組の支援を行いながら、家族会の支援に取り組んでいきたいと考えています。	F(その他)

意見検討結果一覧表  
岩手県障がい者プラン(岩手県障がい者計画)素案についての意見募集

番号	項目	該当箇所	意見等	検討結果(県の考え方) ※R6.3.6時点	決定への 反映状況
6	プラン全体		県や市町村が策定した計画について、どのように説明していくのか、理解してもらえるか心配である。県や市町村で県民の方に広く計画を説明してもらえるようにしていただきたい。	県と並行して市町村でも計画を策定しているところであり、策定にあたっては、地域自立支援協議会等において関係者の御意見を聞いていただくよう指導しております。 県としても計画を策定して終了ではなく、計画の内容と取組を県民の皆様にお知らせしながら、継続的に取り組んでいきたいと考えています。	F(その他)
7	プラン全体		障がいをお持ちの方に対する子どもの理解について、教育委員会とも話し合いをして欲しい。	計画の策定にあたっては、教育委員会事務局とも意見交換を行いながら進めてきたところであり、策定後の施策推進にあたっては教育委員会事務局と連携し、児童・生徒等が障がいについて理解を深められるよう取り組んでいきます。	F(その他)
8	プラン全体		精神障がいや発達障がいのある子について、家族や周囲の者がどのように向き合えばよいのか、どう支援したらよいか悩んでいる。また、SNSでは大人の発達障がいと診断されている方について、発達障がいではなく、心の病ではないかという声もある。 各市町村に相談員がいるが、診断が難しい方への対応について勉強していく必要があると感じている。	精神障がいのある方については、県の精神保健福祉センターに御相談いただくのが対応の一つと考えております。 また精神保健福祉法の改正により、令和6年4月から相談先が市町村となり、県は市町村の取組を支援する形となりますが、今は制度の過渡期でもあることから、県で相談を受けないということではないことを御理解いただければと思います。 発達障がいに関しては、発達障がい者支援センターにおいて相談を受けておりますが、学齢期ではなく、大人になってからの相談ケースが増えてきていることについて県でも課題として認識しており、どのように対応していくか内部で検討しているところです。	F(その他)
9	プラン全体		学童クラブを利用している低学年のお子さんで支援が必要な子がいるが、資格がないため学童から親後さんに支援が必要と言えない。支援が必要という声掛けや研修等考えていかなければならないと思っている。	親御さんへの支援として、ハンドブックを作成し、配布やホームページへの掲載を行っております。 いただいた御意見は教育委員会事務局とも共有いたします。	D(参考)
10	プラン全体		計画はソフト面について多く記載されているが、ソフト面を実現するためにはハード面の充実が必要となります。 例えば、リハビリは障がい者にとって大変重要な部分であるが、リハビリを利用できる場所が少なく、居住地から離れた場所にある等利用が大変な状況であり、また建物自体の老朽化も進んでいる。 そういったハード面について計画をされると思うが、実状等個人的なお考えで良いので伺いたい。	いわてリハビリテーションセンターのハード面の整備につきましては、令和4年度から機械設備や電気設備の大規模改修を実施しており、引き続き本県のリハビリテーション医療の中核施設として機能の維持・強化を図るため、必要な施設の改修を行ってまいります。 ソフト面においては、リハビリテーションの資源に限られる地域においては、地域リハビリテーション広域支援センターにおいて、研修やリハビリテーション専門職の派遣支援・調整を行うなどして広域的な支援体制の整備に努めています。また、いわてリハビリテーションセンターは各広域支援センターの支援を行い、広域支援センターの機能強化を図っています。	F(その他)

意見検討結果一覧表  
岩手県障がい者プラン(岩手県障がい者計画)素案についての意見募集

番号	項目	該当箇所	意見等	検討結果(県の考え方) ※R6.3.6時点	決定への 反映状況
11	プラン全体		事業所で管理者として勤めているが、手続書類が多く、かなり煩雑であると感じている。人手不足で職員も利用者も大変な中、もう少し書類がシンプルにならないかと思う。	国の制度に則った業務であり、県や市町村で裁量が及ぶところではありませんが、現場において手続がスムーズに進むような配慮はしていきたいと考えております。 いただいた御意見は市町村にもお伝えしたいと思います。	F(その他)
12	プラン全体		団体の会員数が減少しており、いかに会員を増やすか頭を悩ませている。市役所に名簿を見せて欲しいとお願いしているが、個人情報保護により提供いただくことができない。行政として考慮いただきながら、団体としては推進して参りたいと考えている。	当事者団体は、障がい者の自立及び社会参加の支援に重要な役割を果たしていると認識しておりますが、個人情報の提供は難しい状況です。行政との連携のあり方等、御意見として承ります。	F(その他)
13	プラン全体		障がい者本人よりも家族が障がいのある者がいることを隠している場合もあり、災害があったときに、隠していることが影響しなければ良いと思う。	災害時の対応として、東日本大震災津波以降、避難行動要支援者名簿の整理等進んできておりますが、計画において「災害時の支援体制の充実」として、市町村等と連携を図りながら平常時からの避難行動要支援者支援の取組を推進すること、市町村による個別避難計画の作成の取組を支援することとしています。	F(その他)
14	プラン全体		本計画や説明会について、団体の会員には情報が届くと思うが、会員以外の障がいをお持ちの方、例えば、目が見えない方や車が運転できない方、パソコンやスマートフォンを利用できない方等へはどのように周知しているのか。 また、本計画「岩手県障がい者プラン」について、障がい者を増やすとか減らすのか、支援プラン等の名称にできないかなど、名称が気になっている。	各振興局の行政情報センターや県立図書館への点字版、ルビ版と併せた資料配架、関係当事者団体や市町村への送付、県のホームページへの掲載により周知を行ったところです。 また、市町村には周知について協力を依頼しており、広報誌に掲載いただいた市町村もあるところです。 情報提供のあり方については、今後も事業を進めていく中で、様々な方法を検討しながら進めていきたいと考えています。 名称については、障がい保健福祉施策の基本的考え方や推進方策等を定める計画名称としておりますので、御理解くださるようお願いいたします。	F(その他)
15	プラン全体		ヘルパーさんの数を増やし、在宅看護の家族の負担を少しでも減らしたいと思っている。 ヘルパーさんを増やしていただく方法を考えて欲しい。	福祉人材については、福祉人材センターとハローワーク等との連携を強化し、きめ細やかなマッチング支援や就職フェアの開催などを通じて、福祉分野への就業を促進することとしておりますが、皆様の御意見を伺いながら検討していきたいと考えています。	F(その他)
16	プラン全体		ヘルパーさんの待遇について、例えば、県からの補助金等の制度があっても良いのではないかと思う。 自立支援給付も市から事業所に給付されており、人件費や運営費等にお金が必要なのは理解しているが、もう少しヘルパーさんにも分配して欲しい。	令和4年度において、国の経済対策を活用した処遇改善の取組を行ったところですが、今後も国の経済対策や報酬改定等に呼応して、事業所職員の処遇改善に向けた対策を講じていきます。	F(その他)



意見検討結果一覧表  
 岩手県障がい者プラン(岩手県障がい者計画)素案についての意見募集

番号	項目	該当箇所	意見等	検討結果(県の考え方) ※R6.3.6時点	決定への 反映状況	
17	プラン全体		市役所には障害者手帳交付の際に情報共有等をお願いしているが、当事者団体に新しい会員が入ってこない。高齢化により参加者も減少しており、県全体及び県外でも同じような状況がある。	当事者団体は、障がい者の自立及び社会参加の支援に重要な役割を果たしていると認識しておりますが、個人情報の提供は難しい状況です。行政との連携のあり方等、御意見として承ります。	F(その他)	
18	プラン全体		当事者団体の会員数が減少しているが、障害者手帳の新規交付者の資料が非公表であるため、それが活動のロスに繋がっている。国や県から資料提供をお願いしたい。	当事者団体は、障がい者の自立及び社会参加の支援に重要な役割を果たしていると認識しておりますが、個人情報の提供は難しい状況です。行政との連携のあり方等、御意見として承ります。	F(その他)	
19	プラン全体		計画において、どの事業に一番力を入れていく予定か伺いたい。	計画に掲げている5つの政策課題について、それぞれ重要と考えています。 次期計画における新規の取組という観点では、障がい特性に配慮した情報提供の充実として、言語としての手話を使用しやすい環境整備に関する条例の制定に向けた検討を進めているところであり、県民の方々に手話や聴覚障がいについて理解をしていただくこと、通訳に関わる人々の養成や教育の環境等の整備を条例に基づき進めていこうと考えています。 また、障がい者就労についても、福祉的就労により生まれた商品の付加価値づくりのためのアドバイザー配置に取り組んで行く予定です。	F(その他)	
20	プラン全体		洋野町には放課後デイサービスや就労支援等があるが、それ以外は久慈圏域や八戸市に頼っている状況があり、医療的ケア児等、どのようなサービスが利用できるか相談しているところである。	医療的ケア児の支援にあたっては、相談業務をみちのく療育園メディカルセンターに、研修業務は社会福祉事業団に委託して事業を推進しています。 また、県では各圏域で医療的ケア児が短期入所利用できる施設を確保できるよう、病院等への短期入所事業実施の働きかけや、新規参入の事業者に助成するなどの取組を進めていきます。 なお、現在、相談等は県のコーディネータが全て対応しておりますが、地域の医療的ケア児コーディネーターが御家族に対応できるような仕組みづくりについて検討し、引き続き地域の体制づくりを進めていきたいと考えています。	F(その他)	
21	総論	はじめに	6 点検・評価と見直し	毎年度、計画の進捗状況を点検して見直すとのことだが、具体的な指標や目標、点検項目は決まっているのか。	障がい者計画は施策の基本的考え方や、具体的な推進方向・方策を定めるもので、指標は定めておりませんが、障がい福祉サービスの提供体制の確保について定める障がい福祉計画において、年度毎に数値目標を定めており、定量的な点検や評価は障がい福祉計画を基に行っています。	F(その他)
22	総論	I 障がい者施策の現状と課題	1 障がい者施策の概況	県では「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」を制定しているが、市町村でも条例を制定して欲しい。 山形県では全市町村が条例を制定していると聞いており、何とか協力をお願いしたい。	障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県条例第5条において、市町村は障がいのある人に対する不利益の解消に関する施策を推進するよう努めるものとするとしておりますが、施策の推進方法については各市町村の考え方があること、また条例制定については、各市町村の主体的な判断に基づくものですので、御理解をお願いします。 なお、貴団体でこのような重点的な取組をいただいていることは、機会を捉えて市町村にも情報提供しながら、いずれ前向きな動きが生まれてくるようにしていければと考えております。	F(その他)

意見検討結果一覧表  
岩手県障がい者プラン(岩手県障がい者計画)素案についての意見募集

番号	項目	該当箇所	意見等	検討結果(県の考え方) ※R6.3.6時点	決定への 反映状況
23	総論	I 障がい者施策の現状と課題 1 障がい者施策の概況	県では平成22年に「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」を制定しているが、全国的には164の市町村で条例を制定していることや、虐待防止等の施策推進のためにも市町村にも条例を制定して欲しいと考えている。 市町村に深入りできないこともあるが、県でも後押ししていただきたい。	障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県条例第5条において、市町村は障がいのある人に対する不利益の解消に関する施策を推進するよう努めるものとするとしておりますが、施策の推進方法については各市町村の考え方があること、また条例制定については、各市町村の主体的な判断に基づくものですので、御理解をお願いします。 なお、貴団体でこのような重点的な取組をいただいていることは、機会を捉えて市町村にも情報提供しながら、いずれ前向きな動きが生まれてくるようにしていければと考えております。	F(その他)
24	総論	I 障がい者施策の現状と課題 2 障がい児・者及び障がい児・者支援の現状 (1)キ ひきこもりの状態にある者	ひきこもりの状態にある方や知的障がいをお持ちの方は、他者との交流や環境の変化が大変そうに感じる。 親の会など、親同士で集まる会があれば親が大分楽になるのではないかと思います。	ひきこもりの方への支援は、こうすれば良いというものではなく、一人一人それぞれに対応した支援が必要と考えています。 相談窓口は全市町村に設置しておりますが、県ではひきこもり支援センターを設置し、相談支援にあたっているところですが、知的障がいのある方についても、御本人や御家族で一番良い方法で福祉サービスを利用していく形になるかと考えております。 親の会については、例えば医療的ケアを必要とする重症心身障がい児の親の会があり、積極的に活動されているお話を伺っておりますが、県としてもそのような集まりを大切にしたいと考えています。	F(その他)
25	総論	I 障がい者施策の現状と課題 2 障がい児・者及び障がい児・者支援の現状 (4)医療体制等について エ 難病医療ネットワーク	難病患者への適切な医療提供について、小児慢性の子どもが成人期になった時の移行期医療に係る県の考えについて、関係部署にお話いただき、お考えを教えてください。	本県における移行期支援については、昨年度設置された医療的ケア児支援センターの運営実態を鑑みるとともに、小児慢性特定疾病審査会において、専門家から疾患分野ごとに移行のしやすさの違いが指摘されていることから、本県における移行期支援の実態や需要等を把握しながら、その支援のあり方について、引き続き検討を行っていく予定です。 小児慢性特定疾病患者から指定難病患者への移行については、小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象者(18歳未満の児童(引き続き治療が必要と認められる場合には20歳到達まで))は、成人後に難病医療費助成の対象疾病と重複する疾病で、かつ、難病医療費助成の認定基準に該当しなければ医療費助成を受けることができないことから、認定基準の設定について、両制度の基準を統一する等、難病や慢性的な疾病により治療が必要な者に対して、児童期から成人後まで適切な治療を受けられるよう、小児科以外の医師への制度の周知徹底や制度の統一化を検討するよう全国衛生部長会を通じて、国に対して要望しています。	F(その他)
26	総論	I 障がい者施策の現状と課題 2 障がい児・者及び障がい児・者支援の現状 (5)就労支援体制・社会参加活動	障がい者雇用について、一般企業にどのような働きかけをしているか。	企業における障がいのある方の雇用維持及び雇用の一層の促進を図るため、企業を対象としたセミナーを行い、精神・発達障がいの特性と受入れ・支援のポイントを説明のほか、特別支援学校技能認定会等の見学など、企業の理解促進に努めています。 また、広域振興局等に配置している就業支援員が事業所を訪問し、障がいのある方の雇用に対する理解と協力を求めています。なお、令和6年度から障がい者の法定雇用率が段階的に引き上げられる予定であることから、事業所訪問の際には一層の周知をするよう努めています。 このほか、岩手労働局等と連携し、毎年、経済団体等に対し、障がい者等の雇用の確保について要請活動を行っており、今後も、岩手労働局や市町村等の関係機関・団体等と連携し、企業の障がい者雇用に対する理解の推進に努めていきます。	F(その他)

意見検討結果一覧表  
岩手県障がい者プラン(岩手県障がい者計画)素案についての意見募集

番号	項目	該当箇所	意見等	検討結果(県の考え方) ※R6.3.6時点	決定への 反映状況
27	総論	I 障がい者施策の現状と課題 2 障がい児・者及び障がい児・者支援の現状 (5)就労支援体制・社会参加活動	企業の障がい者雇用率に難病患者が含まれていないことから、難病患者も障がい者雇用率に含めるよう全国で運動している。 法的な内容により県独自の対応はできないと思うが、県のお考えを聞かせて欲しい。	難病患者の障がい者雇用率への算定については、全国知事会を通じて国に要望しているところであり、今後の国の動向を注視していきます。 なお、障がい者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所等については、難病患者の方も市町村の支給決定に基づいてサービスを受けることが可能であることから、必要なサービスを受けられる仕組みづくりについて、市町村と連携して対応していきたいと考えています。	F(その他)
28	総論	I 障がい者施策の現状と課題 2 障がい児・者及び障がい児・者支援の現状 (1)障がい児・者の数	身体障害者手帳所持者数が減っているのは、申請していないというの も要因としてあるのではないかと。対象者の掘り起こしが不十分ではないか。 団体として積極的に動きたいが、個人情報を出せないということで動きが 取れない。個人情報ということであれば、個人情報の所有者が積極的に動 くべきではないか。 県の取組を計画に盛り込んで欲しい。	県及び市町村において交付手続に関する周知を行っているほか、障害認定基準や手帳所持により受けられる割引制度等をまとめた「身体障害者手帳交付の手引」を随時更新し、最新情報を指定医や市町村と共有するとともに、市町村の担当者等を対象とした研修を実施しており、今後も対象の方が適切に申請できるよう取り組んでまいります。 なお、当事者団体は、障がい者の自立及び社会参加の支援に重要な役割を果たしていると認識しておりますが、個人情報の提供は難しい状況です。	D(参考)
29	総論	I 障がい者施策の現状と課題 2 障がい児・者及び障がい児・者支援の現状 (1)障がい児・者の数	当事者団体の入会促進のため、障がい者等の情報を提供してもらえないか。 また、市町村が障害者手帳を交付する際に団体の活動を説明して欲しい。	当事者団体は、障がい者の自立及び社会参加の支援に重要な役割を果たしていると認識しておりますが、個人情報の提供は難しい状況です。 手帳交付の際、当事者団体の活動内容について窓口で情報提供することについては市町村に相談していきたいと考えています。	F(その他)
30	総論	I 障がい者施策の現状と課題 2 障がい児・者及び障がい児・者支援の現状 (1)障がい児・者の数	身体障がい者の数が減っているが、どういことが考えられるか。	厚生労働省が取りまとめている福祉行政報告例においても、身体障害者手帳交付台帳登録数は全国的に減少している状況もあることから、人口減少によるものが大きいと考えています。	F(その他)
31	各論	III 健康な心と体を育み、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供する 3 教育の充実 ②教育環境の充実	小学校の体験学習において毎年話をしているが、車椅子で入ることが難しい学校もあるため、バリアフリー化を進めて欲しい。	御意見として承ります。 なお、計画の84ページに、県立学校におけるバリアフリー整備計画について記載がありますが、令和5年度で95%、令和11年度までに100%の計画としており、進捗状況を確認しながら進めていきたいと考えています。	C(趣旨同一)
32	各論	IV 自己選択・自己決定に基づく、自立と社会参加を促進する 2 社会参加活動の推進 ①活動・交流の場や機会の確保	新型コロナウイルス感染症が5類となり、障がい者スポーツ大会も前のように活発化されるよう、また一人でも多くの障がい者が参加できるような体制をお願いしたい。	御意見として承ります。 行政として取り組めることについて、継続して支援していきたいと考えています。	F(その他)



意見検討結果一覧表  
岩手県障がい者プラン(岩手県障がい者計画)素案についての意見募集

番号	項目	該当箇所	意見等	検討結果(県の考え方) ※R6.3.6時点	決定への 反映状況
33	各論	IV 自己選択・自己決定に基づく、自立と社会参加を促進する 4 情報提供の充実 ②障がいの特性に配慮した情報提供の充実	月2回配布されている盛岡市の広報誌について、点字版は月1回の配布であることから、イベント開催日や申込締切日を過ぎてから知る内容もあり、非常に残念に思う。	御意見として承ります。 なお、計画においては、視聴覚障がいのある方が適切な手段で遅れなく情報を取得できるよう、きめ細やかな情報提供を促進していくこととしています。 いただいた御意見は、市にも共有いたします。	C(趣旨同一)
34	各論	IV 自己選択・自己決定に基づく、自立と社会参加を促進する 4 情報提供の充実 ②障がいの特性に配慮した情報提供の充実	計画の中に情報提供の充実があるが、手話の対応をしてくださる方が常時市役所等にいるわけではなく、行政からの情報もなかなか得にくい状況にある。 障がいを持たない人間が得られる情報が、障がいをお持ちの方にも普通に得ることができるのが大切だと感じているが、次期計画において力を入れていくものがあれば教えていただきたい。	聴覚障がいのある方の支援として、言語としての手話を使用しやすい環境整備に関する条例の制定を目指して検討を進めているところです。県民の方々に手話や聴覚障がいについて理解をしていただくこと、通訳に関わる人々の養成や手話による教育環境の整備等について、条例に基づき進めていこうと考えております。 また、本計画について、点字版やルビ版の資料も各地域の行政センター等に配架しておりますが、様々な障がい特性に配慮した適切な情報提供に引き続き努めていきたいと考えています。	F(その他)
35	各論	V 障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らし続けることができる地域をつくる 1 障がい福祉サービスの充実 ⑤施設入所サービスの充実	視覚障がい者が高齢化により施設入所を検討する際、施設スタッフが視覚障がい者への対応に不慣れな場合、サービスが行き届かない事が予想されます。	御意見として承ります。 なお、計画においては、障がい者の高齢化に適切に対応できるよう、入所施設の役割や機能を検討し、サービスの質の向上を図ることとしています。	C(趣旨同一)
36	各論	V 障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らし続けることができる地域をつくる 2 障がい者を支える人材の育成 ①保健・医療・福祉人材の育成	人材育成のところで記載している内容は、現職を対象とした研修が多いが、将来、福祉を担う人材の育成部分が計画にあったほうが良いと思う。	御意見を踏まえ、計画に反映しました。 P100 2 障がい者を支える人材の育成 ●福祉人材センターと連携し、小・中学生及び高校生に向けて福祉の仕事の紹介を行うなど、福祉の仕事の理解を促進し、将来の福祉人材を確保する取組を進めます。 また、計画においては、福祉人材センターとハローワーク等との連携を強化し、きめ細やかなマッチング支援や就職フェアの開催などを通じて、福祉分野への就業を促進することとしています。	B(一部反映)
37	各論	V 障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らし続けることができる地域をつくる 2 障がい者を支える人材の育成 ①保健・医療・福祉人材の育成	人材の確保について、中学生や高校生のうちに障害福祉サービスに携わる仕事について知ってもらう機会を充実させることをプランに盛り込んでもらえると良いと思う。	御意見を踏まえ、計画に反映しました。 P100 2 障がい者を支える人材の育成 ●福祉人材センターと連携し、小・中学生及び高校生に向けて福祉の仕事の紹介を行うなど、福祉の仕事の理解を促進し、将来の福祉人材を確保する取組を進めます。 また、計画においては、福祉人材センターとハローワーク等との連携を強化し、きめ細やかなマッチング支援や就職フェアの開催などを通じて、福祉分野への就業を促進することとしています。	B(一部反映)

意見検討結果一覧表  
岩手県障がい者プラン(岩手県障がい者計画)素案についての意見募集

番号	項目	該当箇所	意見等	検討結果(県の考え方) ※R6.3.6時点	決定への 反映状況
38	各論	V 障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らし続けることができる地域をつくる 2 障がい者を支える人材の育成 ①保健・医療・福祉人材の育成	同行援護従事者養成研修の周知が必要となっています。	御意見として承ります。 同行援護従事者養成研修は、研修を実施する事業所や県のホームページで周知を行っているところです。	D(参考)
39	各論	V 障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らし続けることができる地域をつくる 2 障がい者を支える人材の育成 ①保健・医療・福祉人材の育成	人口減少がすさまじい岩手県で給料が低いと言われるこれらの職種に人材を集めるというのは容易ではなく、目新しい策がないと本当に立ち行かなくなります。県外から人を連れてこれるくらいの対策をお願いします。	計画においては、福祉人材センターとハローワーク等との連携を強化し、きめ細やかなマッチング支援や就職フェアの開催などを通じて、福祉分野への就業を促進することとしておりますが、今後の施策展開は、国の制度動向や事業者の意見を踏まえ、検討していきたいと考えています。	F(その他)
40	各論	V 障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らし続けることができる地域をつくる 2 障がい者を支える人材の育成 ①保健・医療・福祉人材の育成	企業に勤めていた際、学校等から実習受入の依頼や補助金制度の案内もあり採用したが、県が末端まで指導していかないと就労は難しく、現場の意見を聞きながら進めないといけないと思う。	当事者や職場の努力だけではなかなか進まない状況もある中で、ハローワーク、学校、就労・生活支援センター等が関わり、障がい特性にあった仕事に定着できるよう支援しておりますが、自立支援協議会就労部会などの現場の方の意見を伺いながら、取組に反映させていきたいと考えています。	F(その他)
41	各論	V 障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らし続けることができる地域をつくる 2 障がい者を支える人材の育成 ①保健・医療・福祉人材の育成	人材育成についてはこれから計画されていくと思いますが、新たな人材の確保についてはどのように取り組まれる予定か。	計画においては、福祉人材センターとハローワーク等との連携を強化し、きめ細やかなマッチング支援や就職フェアの開催などを通じて、福祉分野への就業を促進することとしています。	F(その他)
42	各論	V 障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らし続けることができる地域をつくる 2 障がい者を支える人材の育成 ①保健・医療・福祉人材の育成	計画に人材育成の記載があるが、既に、人手不足により事業所を閉めなければならぬという話も出てきている。 今後、人口減少が進む中で、相当何か頑張らないと確保できないのではないか。	計画においては、福祉人材センターとハローワーク等との連携を強化し、きめ細やかなマッチング支援や就職フェアの開催などを通じて、福祉分野への就業を促進することとしております。 令和4年度において、国の経済対策を活用した処遇改善の取組を行ったところですが、今後も国の経済対策や報酬改定等に呼応して、事業所職員の処遇改善に向けた対策を講じていきます。	F(その他)
43	各論	V 障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らし続けることができる地域をつくる 3 地域移行の推進 ①入所施設や精神科病院からの地域移行・地域生活支援の推進	現在、市においても障がい福祉計画の策定を行っているが、あまり進んでいないと感じるのは「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築のところである。 基幹相談支援センターでは、精神障がいや発達障がいなど大変な相談もあり、保健所に相談しながら対応しているが、中部圏域に協議の場がなかなかないことから、今後、市町村が相談先となるにあたり、どのように進めたら良いかアドバイスをお伺いしたい。	国では平成29年度から、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向け取組を進めており、県では対応できるところからということで、大船渡市、盛岡市でモデル的な事業を実施しております。 協議の場については、各保健所において設置等の調整を進めていますので、圏域の保健所に御相談ください。	F(その他)



意見検討結果一覧表  
岩手県障がい者プラン(岩手県障がい者計画)素案についての意見募集

番号	項目	該当箇所	意見等	検討結果(県の考え方) ※R6.3.6時点	決定への 反映状況
44	各論	V 障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らし続けることができる地域をつくる 4 多様な主体による生活支援の促進 ①ボランティア・NPO活動の推進	昨年開催の鹿児島国体に参加した際、視覚障がい者への対応が不慣れなスタッフが帯同となり、自身の心と体の環境づくりが上手くできなかった事案がありましたので、検討願います。	御意見として承り、今後の事業実施の参考とさせていただきます。	D(参考)
45	各論	V 障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らし続けることができる地域をつくる 4 多様な主体による生活支援の促進 ③障がい者を支えるセーフティネットの構築	マイナンバーカードの申請内容確認が個人のネットではできない状況。視覚に障がいがある自分自身のネット環境が整っておらず、内容確認ができないため不安です。	御意見として承り、今後の事業実施の参考とさせていただきます。	D(参考)
46	各論	V 障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らし続けることができる地域をつくる 5 ユニバーサルデザイン化の推進 ③移動しやすい環境の整備	高齢者など免許返納を進める中で、バスやタクシーなどが使いやすくなっていかないと移動が困る人が増えてきます。生活に関わる問題なので各公共交通機関の実働性のある指導をお願いします。	御意見として承ります。 なお、計画においては、公共交通機関における一般乗合用の低床バス、リフト付バスや車いすで乗降できる福祉タクシーの導入の促進に努めることとしています。	C(趣旨同一)
47	各論	V 障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らし続けることができる地域をつくる 5 ユニバーサルデザイン化の推進 ③移動しやすい環境の整備	移動支援で電動車椅子の方とバスを利用する際、運転手さんにスロープを出す作業を依頼すると、やり方が分からないと言われることが多いため、そこを何とかして欲しい。	障がいのある方が利用しやすい公共交通機関については、所管課を通じて業界団体に情報提供を行っておりますが、まだ不十分なところがあることから、引き続き、所管課と連携しながら業界団体に働きかけを続けていきます。	D(参考)
48	各論	V 障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らし続けることができる地域をつくる 5 ユニバーサルデザイン化の推進 ③移動しやすい環境の整備	盲導犬を利用していた際は、通院時に盲導犬と共にタクシーを利用することができたが、盲導犬の引退に伴い、一人でタクシーを利用せざるを得なくなったが、ヘルパーと一緒にないと乗車を拒否されるようになった。 ヘルパー利用も時間数が決められているため、通院中ずっと同行いただくのは難しい状況であり、タクシー協会にも相談したが、協会に加盟していない会社のため指導できないというお話があり、困っている。	不利益な取扱いに該当する内容については市町村等の窓口で相談を受けておりますが、県の「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例推進協議会」において対応方法を相談していきたいと思っております。	F(その他)
49	各論	V 障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らし続けることができる地域をつくる 5 ユニバーサルデザイン化の推進 ③移動しやすい環境の整備	駅のエスカレーターについて、昇りはあるが下りがなく、足に障がいがある者にとって大変な状況である。	御意見として承り、所管課と連携しながら業間団体に働きかけを行いたいと考えています。	F(その他)

意見検討結果一覧表  
 岩手県障がい者プラン(岩手県障がい者計画)素案についての意見募集

番号	項目	該当箇所	意見等	検討結果(県の考え方) ※R6.3.6時点	決定への 反映状況
50	各論	V 障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らし続けることができる地域をつくる 6 防災・防犯対策の充実 ①災害時の支援体制の充実	個別避難計画の作成を進めるとともに、実行可能な避難について、当事者、地域、行政で早急に考えていく必要があります。	御意見として承ります。 なお、計画においては、災害時においても障がい者が安心して生活を継続できるよう、市町村に避難行動要支援者名簿の定期的な更新、追加及び個別避難計画の作成について取組を進めるよう働きかけるとともに、市町村等との連携を図りながら、平常時からの避難行動要支援者支援の取組を促進することとしています。	C(趣旨同一)
51	各論	V 障がい者が必要な支援を受けながら安心して暮らし続けることができる地域をつくる 6 防災・防犯対策の充実 ①災害時の支援体制の充実	元日に能登半島地震がありましたが、東日本大震災等の経験が生かされていないと大変残念に感じている。 難病連でも、福祉避難所等の設置や周知を国や県に働きかけてきたが、避難所に指定されていないながら、毛布等の備蓄がない箇所について報道があった。 県だけではなく、市町村等も含めた連携協力体制を構築し、少なくとも震災関連死を避けるようなことや、トイレや薬等の備蓄等計画に盛り込んでいただきたい。	計画においては、東日本大震災津波の教訓等を踏まえ、防災対策を担当している担当課とも意見交換を重ねながら、災害時の支援体制の充実として記載しておりますが、引き続き危機感を持って、担当課と意見交換、情報共有を行いながら取り組んでいきたいと考えています。	C(趣旨同一)